

保護者 様

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザは、重症の場合を除き、解熱日（平熱に下がった日）の後2日経過するか、発症日の翌日から7日経過するか、いずれか遅い方の日をもって治癒するものとされています。ただし、医師の診断により登校許可がでている場合はこの限りではありません。

再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し登校するときは、この「治癒報告書」を保護者が記入して頂き学校へ提出してください。医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

岡谷工業高等学校長 様

科 年 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

- 1 疾患名 インフルエンザ（ 型 ※型はわかっている場合は、で結構です）
- 2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） 年 月 日
- 3 受診した医療機関名及び受診日
医療機関名 「 」
受診日 「 年 月 日」
- 4 療養した期間 「 年 月 日 ～ 年 月 日まで」
※早退した日も含む
- 5 治癒の根拠（登校する日を決めた理由）…該当するところに○をしてください。

() 解熱日（平熱に下がった日）の後2日経過した。
() 発症日の翌日から数えて7日経過した。
() 医師と相談して 月 日から登校して良いと言われた。

年 月 日

保護者氏名

印